

辻議員（共産）

平成 15 年 9 月 26 日
知事答弁実録
（商工労働部）

1 (1) ア

（問）若者の雇用に関する実態と対策について

（答）

厳しい学卒者の就職環境，フリーターの増加など，次代を担う若年者の雇用問題は，産業や地域の活力の維持という面においても重要な課題と認識いたしております。

このため，県といたしましては，関係機関と連携し，職業意識の醸成と若年者の雇用機会の確保に取り組んでおります。

具体的には，

- ・ 高校 2 年生の就職希望者全員を対象としたインターンシップの拡充
- ・ 学卒未就職者が求職ノウハウ等を学ぶセミナーの開催や
- ・ 若年者の職業選択の相談に応じるカウンセラーの県内三か所への配置などによる職業意識の醸成に加え，雇用機会を確保するため，
- ・ 企業の即戦力志向に対応できる職業能力開発面での支援や
- ・ 企業誘致の推進などに努めております。

今後とも，若年者を取り巻く雇用問題の解決に向けて，国，経済団体など，関係機関と，より一層連携を強化し，全庁をあげて積極的に取り組んで参る所存でございます。

辻議員（共産）

平成 15 年 9 月 26 日
商工労働部長答弁
（商工労働部）

1（1）イ

（問）県独自の相談窓口の設置やキャンペーン等の実施について

（答）

若年者に対する相談窓口につきましては、雇用労働情報コーナーに加えて、県内 19 か所のハローワークにおいて、適職診断や求職活動に対する助言等を行っております。

今後とも新設されたヤングジョブスポットも含めて、関係機関と連携し、若年者の就業支援に努めて参ります。

若年者の雇用確保に向けた気運の醸成については、3月に県、国、労働者団体、経営者団体の四者が協議し、若年者の就職支援に積極的に取り組むよう合意したところです。

併せて、県としては新規高等学校卒業予定者の採用枠の拡大を、経済団体や4千社以上の事業主に対して、要請してきたところであり、今後とも、若年者の雇用の確保に向けて、企業等に働きかけて参ります。

辻議員（共産）

平成15年9月26日

総務企画部長答弁実録

1 - (1) - ウ

(問) 県庁における若年者の雇用創出について

(答)

若年者の雇用対策の一環として、県において、直接、臨時職員等を雇用するということについては、若年者、とりわけ県内の新規高卒者の就職内定率が低い状況を踏まえ、昨年来、検討して参りました。

その中で、

- ・ 県の直接雇用が非常勤や臨時的任用といった短期雇用に限定され、正規雇用につながらないことから、雇用対策としての効果が限られること、
- ・ 本県の場合、職員数の削減を進めていく中で、すでに若年者を中心とした臨時職員を多数採用してきており、新たな雇用が多くは期待できないこと、

などから、県の直接雇用による若年者の雇用創出については、現時点では有効性に乏しいのではないかと考えております。

辻議員（共産）

平成 15 年 9 月 26 日
商工労働部長答弁
（商工労働部）

1 - (2)

（問）雇用機会の確保の実績と国への財政支援の働きかけについて

（答）

本県においては、平成 16 年度末までの 3 年間で、3 万人の雇用機会の確保を目標とする「広島県緊急産業・雇用対策」を決定し、具体的な取組みを進めてきました。その結果、本年 3 月末現在で、約 10,500 名の直接雇用を含む 24,200 名を上回る実績をあげております。

また現在、国の交付金による緊急雇用創出基金事業を用いた雇用の受け皿づくりや、国の研究開発支援制度を活用した産業活性化策による雇用の場の拡大を進めております。

今後とも、これらの各種支援施策を活用して、目標達成に努めてまいります。

辻議員（共産）

平成 15 年 9 月 26 日
商工労働部長答弁
（商工労働部）

1（3）

（問）サービス残業の排除について

（答）

労働基準法に基づく指導・監督権限を有する国では、「サービス残業」を排除するため、重大悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処しております。

さらに、今年の 5 月には、「賃金不払残業総合対策要綱」を策定するなど取り組みを強化したところです。

県といたしましても、広島労働局と共同して 11 月に「過重労働防止セミナー」を開催するとともに、県のホームページなどを通じて、労働時間の短縮や管理が適正に行われるよう、周知・徹底に努めて参ります。

辻議員（共産）

平成 15 年 9 月 26 日
商工労働部長答弁
（商工労働部）

1 - (4)

（問） 大企業のリストラの規制について

（答）

本年 6 月，労働基準法が改正され，労働者への解雇理由の開示や，就業規則への解雇事由の記載が義務付けられるとともに，正当な理由のない解雇は無効とする旨，明文化されました。

企業活動は，広域化し，県境を越えていることもあり，解雇の問題については，法律によって対応することが適当であり，県独自の条例の制定は，考えておりません。

今後とも，国と連携を図りながら，改正労働基準法が遵守されるよう，講座・講習会や労働相談等により，一層の普及・啓発に努めて参ります。

辻議員（共産）

平成 15 年 9 月 26 日
商工労働部長答弁
（商工労働部）

2

（問）借換資金融資制度について

（答）

県としては、セーフティネット対策の一環として、月々の借入金の返済額を軽減するため、本年度に、借換資金融資制度を新設したところであります。

この資金は、県費預託融資の借入残高がある中小企業者に利用していただくこととしておりますが、その借換対象には、金融機関独自の資金による借入れも含めるなど、できるだけ幅広い借換えが可能となるよう努めたところであります。

しかしながら、この借換資金については、金融安定化特別保証等による借入れを対象としていないことや、制度の周知が徹底されていないことなどから、利用が伸びていないものと考えております。

今後とも、金融機関へ個別要請するなど、利用促進や広報に努めるとともに、中小企業金融の円滑化のため、より効果的な制度となるよう、引き続き、検討して参りたいと考えております。

辻議員（共産）

平成 15 年 9 月 26 日
商工労働部長答弁
（商工労働部）

2

（問）借換資金融資制度について（再質問）

（答）

県費預託融資制度につきましては，中小企業金融の円滑化を図る観点から毎年見直しを行っております。

借換資金につきましても，セーフティネットとしての役割を考えながら，検討して参りたいと考えております。

辻議員(共産)

平成 15 年 9 月 26 日

土木建築部長答弁実録

3

(問) 事業評価監視委員会における事業の再評価について

(答)

公共事業の再評価については、平成 10 年度以降、土木建築部関係、農林水産部関係併せて 190 事業について審議いただき、委員会の意見を受け、県としては 2 事業について中止、4 事業について休止するとともに、その他の事業についても、計画の見直しを行うなど、公共事業の効率化・重点化に寄与していると考えております。

再評価に際しましては、事業の必要性や費用対効果分析の他、コスト縮減や景観、環境及び災害時の機能確保に配慮した代替案の可能性等について審議いただいております。また、評価の手続きにおいて、市町村長から事業の必要性について意見を聴取するなど地域の視点に配慮しますとともに、委員会は公開にし、透明性の確保に努めております。

厳しい財政状況が続く中で、今後とも、効率的な公共事業の執行に努めて参ります。

辻議員（共産）

平成 15 年 9 月 26 日

教育長答弁実録

（教育委員会）

4（1）

（問）鞆地区にある歴史的建造物などの世界遺産への登録等について

（答）

鞆地区の世界遺産登録についてご提案いただきましたが、その前提としては、文化財保護法による「重要伝統的建造物群保存地区」として国の選定を受けるなどの必要があります。

そして、その選定については、道路港湾整備担当部局や福山市と緊密な連携をとりながら、慎重に対応していかなければならないというのが現状であると考えています。

辻議員（共産）

平成 15 年 9 月 26 日

知事答弁実録

4 - (2)

（問）鞆地区の通過交通のためのトンネル案について

（答）

鞆地区道路港湾整備事業計画は、鞆地区における交通混雑の緩和や生活環境の改善はもとより、防災機能の強化、歴史的町並みの保存及び活用など、鞆地区が抱える諸課題を解決し、地域の活性化を図る観点から総合的に検討し、策定したものでございます。

したがって、通過交通の視点だけから、対応を検討することは、鞆地区の諸課題の解決につながらないものと考えております。

辻議員（共産）

平成 15 年 9 月 26 日

土木建築部長答弁実録

5

（問）福山道路・福山西環状道路の整備について

（答）

地元への説明会については、事業への理解を深めていただくために、沿道居住者を対象とした説明会と、地形測量等への協力を依頼するために、関係不動産の所有者を対象とした説明会とを開催しておりますが、このうち沿道居住者を対象とした説明会については、参加者を制限することは考えておりません。

一部、立入りができていない地区がございますが、今後とも、国や福山市と連携して、誠意をもって、地域住民の理解と協力が得られるよう努力し、早期整備に努めてまいりたいと考えております。

辻議員（共産）

平成 15 年 9 月 26 日

土木建築部長 答弁実録

6

（問）県道熊野瀬戸線のバイパス新設について

（答）

県道熊野瀬戸線については、福山市中心部と沼隈半島方面を連絡する福山沼隈道路の関連道路として、平成13年9月に、事業説明会を開催し、その後、関係者の御理解と御協力を得て、平成14年3月より現地調査を実施し、詳細設計を行いました。

平成15年6月には、詳細な図面をもとに、関係者に対し、設計協議を行い、地域の総意として構造変更等の御意見があれば、対応を検討する旨を回答し、町内会としての意見書を提出していただくことで、関係者の御了解をいただいております。

先般、数名の関係者から、提出された要望書については、福山市と調整を図りながら、対応について検討を行い、関係者の御理解と御協力が得られるよう、努力して参ります。

辻議員（共産）

平成 15 年 9 月 26 日

土木建築部長答弁実録

7

（問）公共事業の実施について

（答）

公共事業による県土基盤の整備は、地域経済を活性化させ、安全で快適な県民生活を実現する重要な施策と認識しております。

これまでも、県土の発展を支える高規格道路、空港、港湾などの交流基盤の整備を推進するとともに、下水道や公園、生活道路など、県民生活に密着した施設、河川や急傾斜地崩壊対策施設など、県民の生命・財産を守る施設の整備を推進して参りました。

厳しい財政状況が続く中で、今後とも、社会経済情勢の変化に応じて、「選択と集中」による投資の重点化を行うほか、県内業者への優先発注など、雇用創出効果にも配慮しながら、コストの縮減などにより、事業の効率化に努め、効果的な公共事業を行って参ります。

辻議員（共産）

平成15年9月26日

農林水産部長 答弁

（農林水産部）

8 - (1)

（問）白木町の残土搬入の現状の認識について

（答）

残土埋立てにつきましては、県内各地で、現行の法制度だけでは対応できない様々な問題が発生しており、これらの問題への対応が緊急の課題であると考えております。

辻議員（共産）

平成15年9月26日

農林水産部長 答弁

（農林水産部）

8 - (2) (再々質問)

（問）現地調査について

（答）

先程も、お答えしましたとおり、私は今月、現地を視察いたしまして、知事にはその内容を詳細に報告しており、現状については、十分、把握しております。

辻議員（共産）

平成15年9月26日

農林水産部長 答弁

（農林水産部）

8 - (2)

（問）大椿林道沿い埋立工事への対応について

（答）

白木町大椿林道沿いの残土搬入箇所につきましては、森林法違反となっている箇所について、土砂の搬入中止を命令するとともに、現地調査、測量等を行い、昨日、事業者に対し森林法による復旧命令を行ったところです。

今後は、事業者に対し、この復旧命令で指示した復旧工事の実施を強く指導して参ります。

その他の3箇所につきましては、影響を及ぼす流域が異なるうえ、開発計画の一体性、開発行為の共同性も認められず、過去の森林法の運用実態を踏まえると一体の開発とは捉えられず、森林法に基づく措置が行えない状況にあります。

このため、県としては、引き続き関係機関と連携し、現場の監視活動等を継続して参ります。

辻議員（共産）

平成 15 年 9 月 26 日

農林水産部長 答弁

（農林水産部）

8 - (3) (再質問)

（問）規制制度の創設について

（答）

新たな規制制度の創設につきましては、関係部局と連携しつつ、早急に
検討を進めて参る考えでございます。

辻議員（共産）

平成15年9月26日

農林水産部長 答弁

（農林水産部）

8 - (3)

（問）林地等への土砂埋立規制条例の制定について

（答）

新たな規制制度の検討に当たっては、規制制度を設けている他県の状況や県内市町村の規制措置との整合性も考慮しながら、早急に検討して参りたいと考えております。

辻議員（共産）

平成15年9月26日

農林水産部長答弁

（農林水産部）

9 - (1)

（問）大規模林道戸河内・吉和区間の開発について

（答）

大規模林道「戸河内・吉和区間」は、地域の基盤整備の骨格的役割を果たすもので、森林整備の推進、林業を中心とした地域産業の振興、生活環境の向上や地域間の交流等を通じて、緑豊かな活力ある地域社会を形成する上で必要なものと考えております。

また、地域住民をはじめ多くの方々から、早期完成を求める強い要望もあり、引き続き、事業を推進する必要があると考えております。

辻議員（共産）

平成 1 5 年 9 月 2 6 日

農林水産部長 答弁

（ 農 林 水 産 部 ）

9 - (2)

（ 問 ） 工事の撤回について

（ 答 ）

大規模林道事業については、5年毎に国の「再評価」が行われており、本区間については、平成12年度の「再評価」において、「環境保全への配慮等のために、幅員を縮小するなど計画路線の一部を変更した上で、事業を継続する」と決定されているところであります。

なお、谷沿いの溪畔林部分については、環境保全に十分配慮して事業を実施する必要があることから、現在、緑資源公団において、環境調査が行われております。

県としても、この調査結果を注視するとともに、事業が自然環境面に十分配慮して実施されるよう要請して参ります。

議員（共産）

平成 1 5 年 9 月 2 6 日

環 境 局 長 答 弁 実 録

1 0 - (1)

環 境 局

（問） R D F と R D F 発電の技術について

（答）

R D F を利用する発電施設としましては、現在、全国で 4 つの施設が稼動しておりますほか、福山リサイクル発電が採用いたしましたシャフト炉式ガス化溶融炉は、ごみ処理の分野で、ガス化溶融炉 6 0 件のうち約半数の受注実績がございまして、技術的に問題はないものと考えております。

また、R D F そのものについても、既に、全国 5 0 余りの施設で製造されておりました、技術的に問題ないと考えております。

辻議員（共産）

平成 1 5 年 9 月 2 6 日

環 境 局 長 答 弁 実 録

1 0 - (2)

環 境 局

（問） 福山リサイクル発電所の安全対策について

（答）

試運転の実施に当たりましては、現在行っております火災事故の原因究明や、施設全体の総点検の中で、施設のハード面はもとより、ソフト面の安全管理体制や緊急時体制などのマニュアルについても、改めて見直して、その結果と安全対策を公表したうえで、再開をしたいと考えております。

辻議員（共産）

平成 1 5 年 9 月 2 6 日

環 境 局 長 答 弁 実 録

1 0 - (3)

環 境 局

（問） ごみの広域処理と R D F 化，R D F 発電方式の見直しについて

（答）

福山リサイクル発電事業は，R D F による発電や焼却灰の有効利用，ダイオキシンを始めとする環境負荷の低減や，廃棄物埋立量の削減，市町村のごみ処理コストの低減などを図ろうとするものでございまして，広域処理につきましても，こうした考え方に基づくものとして，引き続き推進していく必要があるものと考えております。

また，この事業は，びんごエコタウン構想の中核的事業として，循環型社会を形成するうえで，極めて有効な手法であり，着実に推進していく必要があると考えております。

辻議員（共産）

15・9・26

部長答弁実録

（福祉保健部）

11

（問）乳幼児医療費助成事業の拡充について

（答）

この事業につきましては、制度創設以来、社会経済状況の変化や実施主体である市町村の意向などを考慮しながら、所得制限の緩和や対象年齢の引上げを段階的に行って参りました。

対象年齢の更なる引上げにつきましては、厳しい財政状況の中で、福祉医療制度全体の枠組みを踏まえながら、検討する必要があるものと考えております。

辻議員（共産）

平成 1 5 年 9 月 2 6 日

福祉保健部長答弁実録

（福祉保健部）

1 2

（問）県立子ども病院の建設について

（答）

子ども病院につきましては、県立広島病院の「母子総合医療センター」が、総合病院に併設された「小児病棟型」の子ども病院として全国的な団体に加入しており、周産期医療を含め、高度で専門的な小児医療を提供する中核的な施設として位置付けられております。

また、小児救急医療については、24時間体制で重症患者を広域的に受け入れる「小児救急医療拠点病院」の整備に取り組んでおり、広島市立舟入病院や厚生連尾道総合病院を指定するなど、全国に先駆けて体制強化に努めているところでございます。

今後とも、県全体として高いレベルの小児医療提供体制を確立して参りたいと考えております。

辻議員（共産）

平成 15 年 9 月 26 日

教育長答弁実録

（教育委員会）

13（1）

（問）教職員の死亡，自殺に関する認識と解決策について

（答）

本県には現在約 22,000 人の教職員がおりますが，現職で亡くなられた方の数は，この 5 年間では，毎年度 20 名前後で推移しております。

志半ばで亡くなられたということは大変残念なことであり，教職員の健康管理の問題は重要な課題であると受け止めております。

教職員の健康の保持と増進に当たっては，衛生管理体制の整備，定期健康診断や人間ドックの受診促進とともに，時間外勤務の縮減など適正な勤務管理を行うことが大切であると考えております。

これまでも，年度始めの県立学校長会議，市町村教育長会議で適正な勤務時間管理等，必要な指導を行うなどしておりますが，今後とも，学校保健法等関係法令の遵守や適切な勤務管理について，校長及び市町村教育委員会を指導してまいります。

辻議員（共産）

平成 15 年 9 月 26 日

教育長答弁実録

（教育委員会）

13 - (2)【再質問】

（問）「過重労働による健康障害防止のための総合対策」について

（答）

ご指摘の厚生労働省通知における，時間外勤務の量に対応した産業医の面接指導等の措置につきましては，教育職員の勤務の特殊性を考慮すると，そのまま学校に適用することは難しいと考えておりますが，健康診断結果や勤務状況等から見て，健康管理上の指導助言が必要と思われる教職員につきましては，県立学校に配置している保健管理医の面接指導を活用するなど，教職員の健康管理を徹底して参ります。

また市町村教育委員会につきましては，それぞれの実情に応じて健康管理の取り組みを進めていることと承知しておりますが，県教育委員会といたしましては，この 10 月に予定しております「公立学校衛生管理者等研修会」などにおきまして，県立学校の衛生管理者のみならず市町村教育委員会の担当者も対象として通知の趣旨を生かし，教職員の健康管理の徹底を図るよう指導していきたいと考えております。

辻議員（共産）

平成 15 年 9 月 26 日

教育長 答弁 実録

（教育委員会）

13 (3)

（問）現場の多忙化の原因について

（答）

学校においては、新しい学習指導要領の実施や週5日制の完全実施など、制度が変わってきていることから、教職員に多忙感があると聞いているところであります。

こうしたことから、主任制の機能化など、校務運営を組織的に行うとともに、部活動における休養日の確保など、時間外勤務の縮減に向けた取組みを進めているところです。

また、調査、報告書につきましては、県教育委員会から学校に提出を求め、資料の精選を図っているところでもあります。

辻議員（共産）

平成 15 年 9 月 26 日

教育長 答弁 実録

（教育委員会）

14

（問）正規職員による 30 人以下学級の拡大について

（答）

公立小中学校の学級編制については、現在実施されている国の教職員定数 5 カ年計画では、学級規模を一律に 40 人未満に引き下げて学級編制を行うための特別な定数措置はなされておられません。

教育委員会としては、こうした条件の中で、小学校 1・2 年生に対する「はばたきプラン」や中学校 1 年生に対する「はつらつプラン」などを実施し、限られた定数の中で、きめ細かな指導を行うための工夫を行っているところであります。

県内のすべての小中学校に 30 人学級を導入した場合、県単独で年間 200 億円近くの経費が見込まれますので、財政的にも実現は困難であります。

1 5

(問) 被 爆 県 と し て の 認 識 に つ い て

(答)

核兵器廃絶と恒久平和の実現は、世界最初の被爆地広島に担わされた、
いわば使命でございます。

このため、ご指摘のように行政や市民レベルにおいて、核兵器廃絶に向けた
メッセージを発信していくことなど、不断の取り組みが必要であると認識して
おります。

本県としましても、今後とも世界のより多くの人々に「核兵器廃絶に関する
広島県宣言」の理念を伝え、県民の切なる願いである核兵器のない平和な国際
社会の実現を目指して、粘り強く訴えて参ります。